

鳥取県鳥取海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
海区第1号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県岩美郡岩美町大字大羽尾地先	次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度36分22.92秒 東経134度20分50.10秒 (イ)北緯35度36分22.68秒 東経134度20分49.84秒 (ウ)北緯35度36分24.83秒 東経134度20分46.86秒 (エ)北緯35度36分25.07秒 東経134度20分47.12秒	次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 (ア)東漁港北防波堤南西端 (イ)(ア)から221度30分(真方位)10メートルの点 (ウ)(エ)から221度30分(真方位)10メートルの点 (エ)(ア)から311度30分(真方位)100メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第2号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県岩美郡岩美町大字大羽尾地先	次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第3号 北緯35度36分22.92秒 東経134度20分50.10秒 (ア)北緯35度36分21.23秒 東経134度20分45.20秒 (イ)北緯35度36分21.55秒 東経134度20分45.17秒 (ウ)北緯35度36分21.09秒 東経134度20分41.28秒	次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第3号 東漁港北防波堤南西端 (ア)基点第3号から247度07分(真方位)134メートルの点 (イ)基点第3号から251度14分(真方位)131メートルの点 (ウ)基点第3号から255度45分(真方位)229メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第3号	田後漁業協同組合	鳥取県岩美郡岩美町大字田後地先	次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 (ア)北緯35度35分35.97秒 東経134度19分03.11秒 (イ)北緯35度35分37.91秒 東経134度19分02.94秒 (ウ)北緯35度35分37.84秒 東経134度19分01.79秒 (エ)北緯35度35分35.94秒 東経134度19分01.96秒	次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 (ア)田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端 (イ)(ア)から356度00分(真方位)60.0メートルの点 (ウ)(ア)から330度00分(真方位)66.6メートルの点 (エ)田後港波除堤(施設番号B-1-17)北西端	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県岩美郡岩美町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第4号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県鳥取市福部町岩戸地先	次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第4号 北緯35度33分55.38秒 東経134度16分21.70秒 (ア)北緯35度33分53.84秒 東経134度16分25.62秒 (イ)北緯35度33分54.83秒 東経134度16分26.06秒 (ウ)北緯35度33分52.59秒 東経134度16分29.26秒 (エ)北緯35度33分52.08秒 東経134度16分27.55秒	次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第4号 岩戸港北防波堤灯台 (ア)基点第4号から115度40分(真方位)109.5メートルの点 (イ)基点第4号から98度50分(真方位)111メートルの点 (ウ)基点第4号から114度20分(真方位)209メートルの点 (エ)基点第4号から124度40分(真方位)179メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県鳥取市福部町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第5号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県鳥取市気高町八東水地先	次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第5号 北緯35度31分21.84秒 東経134度01分11.44秒 (ア)北緯35度31分22.25秒 東経134度01分09.11秒 (イ)北緯35度31分19.30秒 東経134度01分08.44秒 (ウ)北緯35度31分19.42秒 東経134度01分06.74秒	次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第5号 船磯漁港第二港内防波堤南東端 (ア)基点第5号から282度00分(真方位)60メートルの点 (イ)基点第5号から224度00分(真方位)109メートルの点 (ウ)基点第5号から237度50分(真方位)140メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県鳥取市気高町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第6号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県鳥取市気高町八東水地先	次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第6号 北緯35度31分23.11秒 東経134度01分13.13秒 (ア)北緯35度31分15.65秒 東経134度01分12.23秒 (イ)北緯35度31分15.99秒 東経134度01分11.83秒 (ウ)北緯35度31分20.38秒 東経134度01分15.28秒 (エ)北緯35度31分21.22秒 東経134度01分15.96秒 (オ)北緯35度31分20.73秒 東経134度01分16.39秒	次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第6号 船磯漁港第三港内防波堤南西端 (ア)基点第6号から185度40分(真方位)231メートルの点 (イ)基点第6号から188度30分(真方位)222メートルの点 (ウ)基点第6号から147度15分(真方位)100メートルの点 (エ)基点第6号から129度15分(真方位)92メートルの点 (オ)基点第6号から131度50分(真方位)110メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県鳥取市気高町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第7号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県鳥取市気高町八東水地先	次の(ア)から(オ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分23.11秒 東経134度01分13.13秒 (イ)北緯35度31分20.38秒 東経134度01分15.28秒 (ウ)北緯35度31分21.22秒 東経134度01分15.96秒 (エ)北緯35度31分20.73秒 東経134度01分16.38秒 (オ)北緯35度31分21.34秒 東経134度01分16.92秒	次の(ア)から(オ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 (ア)船磯漁港第三港内防波堤南西端 (イ)(ア)から147度15分(真方位)100メートルの点 (ウ)(ア)から129度15分(真方位)92メートルの点 (エ)(ア)から131度50分(真方位)110メートルの点 (オ)(ア)から119度40分(真方位)110メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県鳥取市気高町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
海区第8号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県鳥取市青谷町長和瀬地先	次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第7号 北緯35度31分24.70秒 東経133度58分19.80秒 (ア) 北緯35度31分20.93秒 東経133度58分17.96秒 (イ) 北緯35度31分20.67秒 東経133度58分18.44秒 (ウ) 北緯35度31分19.38秒 東経133度58分17.15秒 (エ) 北緯35度31分19.68秒 東経133度58分16.72秒	次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点第7号 長和瀬漁港防波堤灯台 (ア) 基点第7号から201度43分(真方位)125メートルの点 (イ) 基点第7号から195度26分(真方位)129メートルの点 (ウ) 基点第7号から202度12分(真方位)177メートルの点 (エ) 基点第7号から206度40分(真方位)173メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県鳥取市青谷町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第9号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊地先	次の(ア)から(ウ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第8号 北緯35度31分01.42秒 東経133度56分14.95秒 (ア) 北緯35度31分00.16秒 東経133度56分12.22秒 (イ) 北緯35度30分55.44秒 東経133度56分06.07秒 (ウ) 北緯35度31分01.13秒 東経133度56分01.46秒	次の(ア)から(ウ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第8号 泊漁港北防波堤南西端 (ア) 基点第8号から240度30分(真方位)79メートルの点 (イ) 基点第8号から230度30分(真方位)290メートルの点 (ウ) 基点第8号から268度30分(真方位)340メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第10号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県西伯郡大山町平田地先	次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 (ア) 北緯35度28分49.11秒 東経133度25分52.05秒 (イ) 北緯35度28分50.14秒 東経133度25分53.02秒 (ウ) 北緯35度28分50.78秒 東経133度25分57.24秒 (エ) 北緯35度28分49.92秒 東経133度25分57.39秒	次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 (ア)平田漁港東側防波堤南西端 (イ) 基点第8号から37度30分(真方位)40メートルの点 (ウ) (ア)から68度30分(真方位)140.5メートルの点 (エ) (ア)から79度30分(真方位)137メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県米子市淀江町及び鳥取県西伯郡大山町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第11号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県西伯郡大山町平田地先	次の(ア)から(カ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第9号 北緯35度28分49.11秒 東経133度25分52.05秒 (ア) 北緯35度28分48.51秒 東経133度26分01.42秒 (イ) 北緯35度28分47.72秒 東経133度25分55.86秒 (ウ) 北緯35度28分45.82秒 東経133度25分56.44秒 (エ) 北緯35度28分45.50秒 東経133度25分57.86秒 (オ) 北緯35度28分40.15秒 東経133度25分55.77秒 (カ) 北緯35度28分36.45秒 東経133度26分00.11秒	次の(ア)から(カ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第9号 平田漁港東側防波堤南西端 (ア) 基点第9号から94度30分(真方位)237メートルの点 (イ) 基点第9号から114度00分(真方位)105メートルの点 (ウ) 基点第9号から132度30分(真方位)150メートルの点 (エ) 基点第9号から127度15分(真方位)184メートルの点 (オ) 基点第9号から161度15分(真方位)291.5メートルの点 (カ) 基点第9号から152度30分(真方位)440メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県米子市淀江町及び鳥取県西伯郡大山町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第12号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県西伯郡大山町平田地先	次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (ア) 北緯35度28分29.99秒 東経133度25分56.69秒 (イ) 北緯35度28分28.93秒 東経133度25分48.22秒 (ウ) 北緯35度28分23.75秒 東経133度25分44.15秒 (エ) 北緯35度28分19.18秒 東経133度25分48.43秒	次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (ア)大山町平田所在の漁港境界浜 (イ) (ア)から261度20分(真方位)216メートルの点 (ウ) (ア)から238度40分(真方位)370メートルの点 (エ) (ア)から212度00分(真方位)393メートルの点	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月21日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県米子市淀江町及び鳥取県西伯郡大山町	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第13号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県境港市地先	次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第10号 北緯35度33分07.84秒 東経133度16分19.63秒 (ア) 北緯35度31分44.51秒 東経133度17分59.79秒 (イ) 北緯35度31分18.38秒 東経133度17分59.61秒 (ウ) 北緯35度31分18.36秒 東経133度17分26.39秒 (エ) 北緯35度31分29.88秒 東経133度17分26.73秒 (オ) 北緯35度31分44.72秒 東経133度17分49.58秒	次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第10号 境港防波堤先端灯台 (ア) 基点第10号から135度30分(真方位)3,600メートルの点 (イ) 基点第10号から143度15分(真方位)4,210メートルの点 (ウ) 基点第10号から153度30分(真方位)3,770メートルの点 (エ) 基点第10号から150度45分(真方位)3,460メートルの点 (オ) 基点第10号から138度30分(真方位)3,420メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県境港市	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
海区第14号	鳥取県漁業協同組合	鳥取県境港市地先	次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第10号 北緯35度33分07.84秒 東経133度16分19.63秒 (ア) 北緯35度31分44.51秒 東経133度17分59.79秒 (イ) 北緯35度31分18.38秒 東経133度17分59.61秒 (ウ) 北緯35度31分18.36秒 東経133度17分26.39秒 (エ) 北緯35度31分29.88秒 東経133度17分26.73秒 (オ) 北緯35度31分44.72秒 東経133度17分49.58秒	次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第10号 境港防波堤先端灯台 (ア) 基点第10号から135度30分(真方位)3,600メートルの点 (イ) 基点第10号から143度15分(真方位)4,210メートルの点 (ウ) 基点第10号から153度30分(真方位)3,770メートルの点 (エ) 基点第10号から150度45分(真方位)3,460メートルの点 (オ) 基点第10号から138度30分(真方位)3,420メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鳥取県境港市	(ア)船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。 (イ)公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。